

2. 地域密着型サービス事業者の運営指導について

運営指導とは、市町村担当者が介護サービス事業所に出向き、各事業所における利用者の生活実態、サービスの提供状況、報酬基準の適合状況等を確認するもので、より良い介護サービスの提供及び保険給付の適正化を図ることを目的としており、事業所の指定有効期間内（6年間）に最低でも1回以上は運営指導を行うことが求められています。

令和5年度においては、下記のとおり、町が指定する地域密着型サービス事業所2事業所及び居宅介護支援事業所1事業所の運営指導を行いました。

【運営指導の実施状況】

事業所名 : 認知症対応型デイサービスひわまり（認知症対応型通所介護）
実施日時 : 令和5年8月29日（火曜日）午後1時30分～午後4時
指導職員 : 長寿福祉課2名、高齢者支援センター1名

事業者名 : 第二鹿寿苑（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護）
実施日時 : 令和5年10月17日（火曜日）午後1時30分～午後4時
指導職員 : 長寿福祉課3名、高齢者支援センター1名

事業所名 : 中能登町社協居宅介護支援センター（居宅介護支援）
実施日時 : 令和5年11月29日（水曜日）午後1時30分～午後4時
指導職員 : 長寿福祉課3名、高齢者支援センター1名